

千葉県環境衛生促進協議会 令和 5 年度国への要望について R5. 3. 9

プラスチックのリサイクル制度について（経済産業省・環境省）

令和 4 年 4 月に施行された「プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律」では、プラスチックごみの収集・運搬・再生処理に要する費用を市町村が負担することとされている。

これらに要する費用をプラスチック製造・販売業者の製品価格に適正に転嫁し、製造・販売業者及び消費者が負担することで、プラスチック使用量及びプラスチックごみ排出量の削減につなげるよう、制度の見直しを要望する。

また、再商品化事業について、低コストでの処理に向けた先進的なリサイクル技術の研究や支援を行い、再商品化事業者の立地を促進するよう要望する。

※千葉県環境衛生促進協議会について

事務局：千葉県環境生活部循環型社会推進課内

目 的：県下地方自治団体の資源循環型社会の構築を目指し、廃棄物処理及び清掃に関する事業の施策推進を図るとともに事業の合理的な運営並びに施設の適正な維持管理を実施すべく会員相互の知識普及と技術の向上をはかり、もって生活環境の保全及び環境衛生の向上に寄与することを目的とする。

加盟団体：千葉県、千葉県内全市町村、千葉県内全清掃関連広域事務組合

備 考：佐倉市は、令和 5 年度、第 3 支部会（佐倉市のほか松戸市、野田市、柏市、流山市、我孫子市、成田市、四街道市、八街市、印西市、白井市、富里市、酒々井町、栄町、佐倉市酒々井町清掃組合、印旛衛生施設管理組合、印西地区衛生組合、印西地区環境整備事業組合、東葛飾地域振興事務所、印旛地域振興事務所）支部長。